

参考資料 3 : 温暖化対策技術の普及支援 / ビジネスモデルの事例

(1) 事例の収集整理について

普及支援及びビジネスモデルの事例については、以下の点について参考となる情報を収集整理した。

- ・ ユーザーの対策導入に係る初期費用負担の軽減や分散
- ・ 対策導入後の維持管理に係るリスクの軽減
- ・ 中間業者へのインセンティブの付与による対策の導入促進
- ・ 課金方式の工夫によるエネルギー使用抑制

今回収集整理した事例の一覧を付表 39 に示す。

付表 40 国内外における普及支援 / ビジネスモデルの事例の一覧

区分	事例名称	概要
海外	Solar Thermal Billing Program (米国)	従量料金制による太陽熱利用温水販売プログラム
	SunBuilt Builder Program (米国)	住宅供給事業者向けの太陽熱利用機器販売に対するリベート制度
	Solar Rental Scheme (英国)	住宅向け太陽熱利用機器レンタル制度
	Solar for London (英国)	住宅向け太陽熱利用機器導入のワンストップサービス
	R-CFL project (米国)	テクノロジープロキュアメントによるレフ型蛍光灯の開発・販売
	New York Energy Smart (米国)	省エネルギー効果連動型利子補給制度
	Pay at the Pump Automobile Insurance (米国)	ガソリン給油従量型自動車保険
	Tempo (フランス)	価格シグナルを用いたリアルタイム型電力料金制度
	CCC Bioenergy Program (米国)	バイオ燃料の生産量増強実績に応じた生産補助金配分システム
国内	P-way	走行距離課金型の個人向け自動車リース事業
	省エネ家電買換サポート融資	省エネ家電買替えによる節電料金相当額の融資

< 海外事例 >

Solar Thermal Billing Program

(配電事業者による従量料金制太陽熱利用温水販売プログラム：米国フロリダ州)

実施主体：US Department of Agriculture (USDA ; 米国農務省)

Florida Solar Energy Center (州立中央フロリダ大学の研究センター)

概要 :

- ・ 配電事業者が各家庭に太陽熱給湯器を設置して太陽熱供給量に応じて料金を徴収するパイロット事業を実施している。
- ・ 配電事業者が太陽熱給湯器を一括購入して機器購入費用を削減し、設備導入費用及びメンテナンス費用を従量料金として徴収する。
- ・ 給湯システムには給湯用熱量計と補助熱源 (電気温水器) 用の電力計が取り付けられており、供給熱量から補助熱源の電力使用量が差し引かれた熱量に対して課金、月単位で電気料金と共に請求される。
- ・ 熱料金は配電事業者の電力販売価格 (0.075 ドル/kWh、約 9 円/kWh) と同価格に設定されている。
- ・ システム規模は、集熱面積 3.7 m²、貯湯槽 302L、補助熱源 4.5kW(電気温水器)、循環ポンプは 5 kW の PV 駆動。
- ・ 設備導入費用は 1,898 ドル/ユニット (約 23 万円/ユニット)
- ・ 日平均温水使用量 252L/日(平均家族構成 4.2 人)、日平均使用熱量 8.7kWh/日、そのうち太陽熱利用分は 5.3kWh/日(61%)、電気温水器分 3.4kWh/日(39%)。
- ・ 日平均熱料金 0.41 \$ /日(約 50 円/日)、月平均熱料金 12.5 \$ /月(約 1,500 円/月)。
- ・ 単純回収年数は現状で 12.6 年、目標は 10 年であり、家庭での給湯量を約 1.5 倍 (250L/日 380L/日)にすることにより、目標達成は可能となる。

関連事業：State Energy Program (米国エネルギー省による各州政府エネルギー計画特別プロジェクト) による資金提供

ユーザーは従来と同じ料金支払い方法のまま、追加的な費用を負担することなく太陽熱利用システムの導入が可能となる。一方、配電事業者は発電原価の変動リスクを減らした上で長期的安定的な収入が確保できる。また、太陽熱利用システムの販売業者は、個別のユーザーではなく大口購入者としての配電事業者を顧客とすることができる。

SunBuilt Builder Program

(住宅メーカー・工務店を対象とする太陽熱給湯・暖房システム導入支援プログラム：米国フロリダ州)

実施主体：Florida's Dept of Environmental Protection (フロリダ州環境保護局)
Florida Solar Energy Center (州立中央フロリダ大学の研究センター)
Florida Home Builders Association (フロリダ州住宅建設業協会)

概要：

- ・住宅メーカーや工務店等を対象として、新築住宅への太陽熱給湯・暖房システム導入に対するリベート制度を実施している。
- ・リベート額は400ドル/住宅(48,000円/住宅)。
- ・リベートを受けるためには、
 - 州住宅建設業協会に加盟していること
 - “Sunbuilt”への加盟を宣言すること
 - FlaSEIA(フロリダ州太陽エネルギー工業会)による推奨機器を導入すること
 - FlaSEIAによって認可された取付工事業者が設置を行うこと
 - エナジースター等住宅省エネ基準に適合することの各要件を満たす必要がある。
- ・太陽熱システムを標準設備として全ての新築住宅に導入する事業者は“ゴールド・レベル”と認定され、太陽熱システムをオプションとして提供する事業者は“シルバー・レベル”として認定される。

関連事業：State Energy Program(米国エネルギー省による各州政府エネルギー計画特別プロジェクト)による資金提供

太陽熱利用システム供給における中間業者である住宅メーカーや工務店等に対して経済的なインセンティブを与えるとともに、販売されるシステムや取り付けを行う施工業者を指定することで品質を確保してユーザーのPRへ活用している。

Solar Rental Scheme (自治体による太陽熱給湯器レンタル制度：英国ラスター市)

実施主体：英国ラスター市エネルギー庁

概要：

- ・ 個人住宅を対象とする真空式太陽熱給湯器のレンタル事業
- ・ レンタル料金は太陽熱給湯器導入による光熱費削減額の半額(月額 2.5 ~ 4.4 ポンド、約 500 ~ 880 円)。
- ・ 太陽熱給湯器の価格は 1,200 ~ 1,800 ポンド(約 24 万 ~ 36 万円)で、市エネルギー庁が太陽熱給湯器を一括購入して機器購入費用を削減。
- ・ レンタル料金は太陽熱給湯器導入による光熱費削減額の半額(月額 2.5 ~ 4.4 ポンド、約 500 ~ 880 円)。
- ・ 光熱費削減額は住宅用エネルギーシミュレーション(NHER)によって算出される太陽熱供給量に基づき決定される。
- ・ 市エネルギー庁の試算によると、太陽熱給湯器により平均的な家庭の年間給湯負荷の 70%を賄える。
- ・ 光熱費削減額の半分は設置者のものとなるため、エネルギー価格対策としても有効。
- ・ 太陽熱給湯器の所有権は市エネルギー庁が有し、市エネルギー庁は定期的に太陽熱給湯器の点検を実施する。
- ・ 2001 年より実施、最終的には 250 件導入(年間 10 件新規貸し出し、25 年間継続)が目標。

導入補助ではなくレンタル方式を採用することで、ユーザーの初期費用負担を不要としている他、自治体がシステムを一括購入してコスト低減を実現している。

Solar for London

(太陽熱給湯器導入に係るワンストップサービス：英国ロンドン市)

実施主体：Sustainable Energy Action Ltd (非営利組織)

The Energy Saving Trust (省エネルギートラスト：政府が設立した NPO)

ロンドン市内の 25 の区

London Electricity (電気事業者)

概要：

- ・ 個人住宅及び公営住宅を対象とする太陽熱利用システムの設置促進のためのワンストップサービスを 2003 年から提供。
- ・ 情報提供に加えて中立的な立場の専門家によるアドバイスを実施。
- ・ 太陽熱利用システムの設置希望者に対して、Solar for London の定める施工基準を順守する取付業者を紹介。
- ・ メーカーより機器の一括購入を行い、値引き価格でユーザーへ販売。
- ・ 貿易産業省 (DTI) の導入補助金 (Clear Skies 計画、500 ポンド/件 (約 10 万円)) の申請を支援、販売するシステムは全て補助金要件に適合。
- ・ Solar for London の仲介を受けて太陽熱利用システムを導入する際に、DTI への上乘せ補助金として各区の補助金 (Solar Reward、最大 750 ポンド (約 15 万円/件)) を提供。
- ・ 太陽熱利用システムの設置経験のある配管工や技術者による定期点検を実施。

関連事業：Clear Skies programme (英国貿易産業省 (DTI) による導入補助制度)

システムの販売、設置からメンテナンスをワンストップサービス化することで、システムの一括購入によるコストダウン、システムと施工の品質確保を実現している。

また、システム販売業者や設置業者から独立した専門家のネットワークを有しており、施工に係る品質管理や設置後の定期点検を実施することでトラブルの発生リスクを軽減している。

R-CFL Project

(テクノロジープロキュアメントによるレフ型蛍光灯の開発・販売：米国)

実施主体：Pacific Northwest National Laboratory

(PNNL：パシフィック・ノースウエスト国立研究所)

U.S. Department of Energy (米国エネルギー省)

Northwest Energy Efficiency Alliance (北西部エネルギー効率改善同盟)

Sacramento Municipal Utility District (サクラメント電力公社)

概要：

- ・ 白熱灯代替省エネルギー照明器具として、高効率かつ長寿命型の R-CFL (レフ型蛍光灯) をテクノロジープロキュアメント (技術開発調達) により開発、販売。
- ・ 1 社から 12 製品の提案があり、試験の結果、2 社 3 製品を技術開発調達の対象として採用。
- ・ 技術開発調達における購入者グループには複数の配電事業者が参加。
- ・ 米国では配電事業者が DSM (需要側管理) の一環として顧客に白熱灯から蛍光灯への買い換えを支援しており、その対象として R-CFL を採用。
米国では総合資源計画 (IRP) として、DSM への投資新規発電設備等に要する費用と同様に電気料金制度の中での回収が可能となっている。
- ・ R-CFL は、PNNL の同プロジェクトの紹介ホームページ上で通信販売されており、全米からの申し込みが可能となっている。
- ・ 一括購入することで割引が適用され、17 ケース以上の購入で最大約 8%、167 ケース以上で最大約 13% の割引となる (1 ケース 6 個入り)。
- ・ 価格は 75W 型が 12.78 ドル (約 1,530 円)、65W 型が 8.78 ドル (約 1,050 円) である (いずれも 1~6 ケース購入の場合の価格)。

テクノロジープロキュアメントの経緯や成果を政府機関のホームページ上で公表するとともに、当該商品と同じホームページ上から購入できるようにすることで購入層の拡大を図っている。

New York Energy \$mart

(省エネルギー対策導入に応じた利子補給制度：米国ニューヨーク州)

実施主体：New York State Energy Research and Development

(NYSERDA：ニューヨーク州エネルギー調査開発局)

概要：

- ・住宅及び業務系施設へのエネルギー対策導入のための金融機関からの借り入れに対して利子補給を行う制度。
- ・対策に応じて基礎ポイントが付与され、基礎ポイントに応じて最大 4% (400 基礎ポイント) の利子補給が得られる。
- ・利子補給の期間は 10 年以内。
- ・適用条件として、建築性能研究所 (Building Performance Institute) の認定を受けた建設業者による設置工事を行うこと、導入する対策のうち少なくとも一つはエナジースター適合製品であることを満たす必要がある。
- ・書類を簡素化し、金融機関の事務手続きに係る負担を軽減している
- ・原資はニューヨーク州公益事業委員会の収益の一部で賄われている。

対策導入のための初期費用に係る金利を大幅に引き下げられるため、光熱費削減による経済的メリットが大きくなる。

Pay at the Pump. Automobile Insurance (ガソリン給油従量型自動車保険)

実施主体：- (米国カリフォルニア州における構想例)

概要：

- ・ガソリン消費の抑制を図るため、通常年間契約で支払っている自動車保険料を、ガソリン給油量に応じた従量料金として支払う方式で、1990 年代前半にカリフォルニア州で提案されたもの。
- ・米国では日本の自賠責保険に相当する保険はなく、州毎に一定額以上 (年間 15,000 ~ 50,000 ドル、州によって異なる) の自動車保険に加入することが義務づけられている。
- ・自動車保険料を 1 ガロン当たり 30 ~ 50 セント (約 10 ~ 16 円/L) の上乗せ課金として支払い、ガソリンスタンドを通じて州が徴収する仕組み。

自動車保険料を従量料金型にしているが、直接リスクに係る走行距離ではなくガソリン給油量を対象とすることで、車両購入時の低燃費車の選択やエコドライブの実施を促すことが可能となる。

Tempo（価格シグナルを用いたリアルタイム型電力料金制度：フランス電力公社）

実施主体：Electricite de France（EdF；フランス電力公社）

概要：

- ・ 一般家庭を対象とする電力ピーク負荷抑制を目的とした電力料金制度、1993年から導入。
- ・ 電力従量料金が3段階に設定されており、一年間のうち300日を低料金適用日（青の日）、43日をやや高い料金の適用日（白の日）、22日を高料金適用日（赤の日）し、各料金適用日の割り振りは電力会社で任意に選択可能。
- ・ また、一日のうちでもピーク時間帯（6：00～22：00）とオフピーク時間帯（22：00～翌6：00）では料金が異なり、全6段階の料金を設定。
- ・ 最も高い料金と最も安い料金では10.5倍の差（2004年1月時点の料金体系に基づく、最高料金：赤の日ピーク時間帯 0.4702ユーロ/kWh（約63円/kWh）、最低料金：青の日非ピーク時間帯 0.0476ユーロ/kWh（約6.5円/kWh））。
- ・ 電力公社は毎日に次の日に適用される料金をユーザーに通知。
- ・ 各家庭には青、白、赤の3色を表示する小型機器が配布されており、この機器をコンセントにつないでおくこと翌日の料金に応じた色を表示。
- ・ その他にも、ホームページやEメール、電話等で通知を受けることが可能。
- ・ この料金制度を選択している世帯は12万世帯（2002年時点）。
- ・ この制度により、ピーク時間帯で一世帯当たり2kWの負荷抑制効果が確認。
- ・ 通常の固定料金制度と比較して、約30%の光熱費削減が可能。

ユーザーは年間のうち約18%の高料金適用日を受け入れることで、通常は低料金での電力使用が可能となる。一方、配電事業者はピーク発生が予測される期間に高料金適用日を任意に設定することが可能となり、設備利用率を高めることが可能となる。

CCC Bioenergy Program

(バイオ燃料の生産量増強実績に応じた補助金配分システム：米国)

実施主体：US Department of Agriculture (USDA；米国農務省)
Commodity Credit Corporation (CCC；商品金融公社)

概要：

- ・ バイオ燃料生産補助として一定額の補助金を拠出し、実際の生産量に応じて補助金が配分される制度。
- ・ 米国農務省は商品金融公社を通じて、指定された種類の農作物からエタノールやバイオディーゼル等を生産する事業者に対して年間 1 億 5000 万ドルの基金を 2001 年から提供。
- ・ 補助金を受けるバイオ燃料製造事業は予めプログラムへ登録し、原料が指定された農作物であることと、エタノール販売分が燃料として利用されていることを証明。
- ・ プログラムに参加した事業者は前年からの生産量増加分に応じて配分を受け取ることが可能。
- ・ 2005 年の実績ではエタノール 1 L 当たり 3.2 セント (約 4 円/L)、Program が開始された 2001 年は 7.3 セント (約 7 円/L)。
- ・ 一事業者が受け取ることが出来る上限額は基金総額の 5%。

補助金は生産量の増加分に基づき配分されるため、出来るだけ早期に生産体制を増強した事業者ほど配分を多く受け取ることが可能となる。一方、補助金の総額は一定額に保つことが可能であり、また設備規模ではなく生産実績に対して配分を行うため、補助金の効果を高めることが可能となる。

< 国内事例 >

P - w a y

(走行距離課金型の個人向け自動車リース事業：日本全国)

実施主体：トヨタ自動車株式会社、トヨタファイナンス株式会社

概要：

- ・ 走行距離に応じた料金を支払う個人向け自動車リース事業。
- ・ 2002年10月から新型車“WiLL サイファ”のみ対象。
- ・ 月々の支払い額は、基本料金と月々の使用(走行距離)に応じて変わる走行距離課金料金で構成。
- ・ 走行距離課金料金は、“WiLL サイファ”に標準装備される新情報ネットワークサービス「G-BOOK」の車載端末から送られる走行距離情報から計算。
- ・ 月々の支払額の例(消費税は含まず)：
基本料金 5,500 円/円 + 走行距離(km/月) × 単価 45 (円/km)
基本料金：2WD 車「5年ちょ～トクコース」1年目の月々の基本料金
単価：2WD 車の累計走行距離 5,000km までの 1 km 当たりの単価
- ・ 2003年7月末で打ち切り。
- ・ 打ち切り理由は、「トヨタが思っていた以上に、ユーザーがクルマに乗らなかったこと」、「想定を大きく下回る走行距離のユーザーが多かったため、採算が合わなくなってしまったこと」。
- ・ 契約自体は、WiLL サイファ販売全体の 5% という当初見込みの 3 倍超となる 17% と好調。
- ・ P-Way 導入の狙いは「クルマ離れ」が指摘される若者の取り込みだったが、実際には 40 代の、しかも買い物が主用途の主婦層が多かったため、トヨタが狙った顧客層とはズレが生じたのも原因の一つ。

リース料金の一部を従量制とすることでユーザーは自動車の使用状況に応じた料金の支払いを可能としており、不要不急の自動車利用を抑制するインセンティブにつながる。

省エネ家電買換サポート融資

(省エネ家電買替えによる節電料金相当額の融資：東京都江戸川区及び周辺地域)

実施主体：NPO 足元から地球温暖化を考える市民ネットえどがわ

(略称：足温ネット)

概要：

- ・ 省エネ家電に買い替える際に、買い替え後に節約できる電気代相当分を無利子で融資し、買い替え後に節約できた電気代で返済。
- ・ 節減できた電気料金相当額を原則半年おきに返済する。
- ・ 融資先はモニターとして省エネ節電量を定期的に NPO へ報告する。
- ・ 対象となる冷蔵庫は JIS 年間消費電力量 200kWh/年以下、ノンフロンタイプに限定。
- ・ 節電料金相当額の算出法の例
電力消費量 825kWh / 年の冷蔵庫を同 200kWh / 年の冷蔵庫に買替える場合
節電料金相当分 = $(825-200)\text{kWh} / \text{年} \times 24 \text{円} / \text{kWh} \times 5 \text{年} = 75,000 \text{円}$
- ・ 2003 年度より実施、2003 年度については融資件数は 8 件、融資額は約 69 万円。
- ・ 原資には環境・エネルギー関連事業向けの NPO バンク「ap bank」からの融資(金利 1%)を充てている。
- ・ 2005 年度は家庭用エアコンの追加を検討中。

一般家庭用家電製品を対象として、ESCO 方式による買い替え資金の融資を実施している。融資先にモニターを依頼することで、省エネ機器のフィールドでの稼働状況の実態把握が可能となる。

(2) 事例に基づく普及支援方策の検討

これまでに取り上げた事例に基づき、温暖化対策技術の普及方策への応用に向けた整理を行った。

付表 41 国内外における普及支援 / ビジネスモデルの事例の一覧

区分	事例名称		概要
海外	No.1	Solar Thermal Billing Program (米国)	従量料金制による太陽熱利用温水販売プログラム
	No.2	SunBuilt Builder Program (米国)	住宅供給事業者向けの太陽熱利用機器販売に対するリベート制度
	No.3	Solar Rental Scheme (英国)	住宅向け太陽熱利用機器レンタル制度
	No.4	Solar for London (英国)	住宅向け太陽熱利用機器導入のワンストップサービス
	No.5	R-CFL project (米国)	テクノロジープロキュアメントによるレフ型蛍光灯の開発・販売
	No.6	New York Energy Smart (米国)	省エネルギー性能水準に連動した利子補給制度
	No.7	Pay at the Pump Automobile Insurance (米国)	ガソリン給油量に連動した従量型自動車保険
	No.8	Tempo (フランス)	価格シグナルを用いたリアルタイム型電力料金制度
	No.9	CCC Bioenergy Program (米国)	バイオ燃料の生産量増強実績に応じた生産補助金配分システム
国内	No.10	P-way	走行距離課金型の個人向け自動車リース事業
	No.11	省エネ家電買換サポート融資	省エネ家電買替えによる節電料金相当額の融資

事例に基づく普及支援策の特徴整理と応用の考え方

a. 性能水準 / 実績連動型の補助・利子補給制度 (事例 No.6、No.9)

(特徴・利点)

- ・ 設備機器の省エネルギー性能水準に応じて補助率や利子補給率を変化
 省エネルギー効果が高い機器の導入や、複数の機器設備の組み合わせでユーザーの初期費用負担を軽減
 省エネルギーラベリング等と連携することで、より性能水準の高い機器設備の導入に対するインセンティブとしても機能
- ・ 再生可能燃料等の生産実績に応じて補助金を配分
 より生産量を拡大した事業者が有利となるとともに、設備規模ではなく稼働実績を向

上させるインセンティブとして機能

全体の生産能力が小さい段階では、より早い時期に生産体制を増強した事業者が有利となるインセンティブが機能、補助金の実施期間を予め設定することで効果大

補助金総額を一定とすることで、単位補助金当たりの効果が向上

(応用の考え方)

- ・ 省エネルギー型設備機器や再生可能エネルギー発電システム、燃料製造システム等を対象として、エネルギー削減量 / 生産量の実績に応じた補助や利子補給を実施
- ・ コンサルティングサービスやエネルギーモニタリングシステム等との組み合わせにより、設備規模・システム構成の最適化や運用管理の向上を促進

b. 機器・システムレンタル制度 (事例 No.3)

(特徴・利点)

- ・ 自治体等が設備機器を一括購入してユーザーへレンタル提供
レンタル料金制度の適用により、ユーザーの初期費用負担を軽減
一括購入により、コストダウンを実現
- ・ エネルギーコスト削減額に応じたレンタル料金制度
エネルギーコスト削減額にレンタル料金を連動させることで、ユーザー側の導入メリットを担保
設備規模やシステム構成の最適化やメンテナンスにより、投資回収期間の短縮が可能

(応用の考え方)

- ・ 地域協議会等が地域の条件に適合した設備機器を一括購入してコストダウンを促進
- ・ メンテナンス等はレンタル側が一括して手配・管理し、ユーザーとのトラブルを回避するとともに機器設備の性能水準を維持
- ・ レンタル側が運用データの収集解析やモニターアンケート等を行い、システム構成や運用管理方法へのフィードバックを実施

c. 中間業者支援制度 (事例 No.5)

(特徴・利点)

- ・ 中間事業者を対象とするリベート制度
顧客への省エネルギー設備機器等の販売提供に対するインセンティブとして機能
- ・ 販売機器の性能指定や業者登録制度との連携
適格製品の導入や取付工事の施工水準確保を促進
ユーザーに対する品質・性能保証として機能

(応用の考え方)

- ・ 住宅分野 (住宅メーカー、工務店等) や自動車分野 (ディーラー、自動車整備工場等) を対象とするリベート制度の導入
- ・ リベート対象となる製品に関する性能・仕様要件の指定や、取付に関する講習や技術者認定等を行い、粗悪品の流通や取付不良の発生を回避すると共に、ユーザーへの PR に活用

d. 技術開発調達 (テクノロジープロキュアメント)(事例 No.2)

(特徴・利点)

- ・ 購入者グループ形成による初期需要の確保
製品メーカーの開発リスクの抑制に寄与
- ・ 製品の性能・仕様策定への購入者の参加
エネルギー性能以外の機能・仕様も含めてユーザーニーズの反映が可能

(応用の考え方)

- ・ 特定技術の技術開発事業と併せて、当該製品の導入を希望するユーザー (地方公共団体、業界団体等) をとりまとめ、導入初期段階のモデル事業や一括導入事業を展開

e. ワンストップサービス (支援窓口、設備業者取りまとめ・窓口、一括購入等)

(特徴・利点)

- ・ 導入に係るコンサルティングから製品選定、導入、メンテナンス、各種手続きのワンストップサービス化
ユーザーの利便性を向上させるとともに、コストダウンや品質・性能確保を促進

(応用の考え方)

- ・ 当該サービスの利用を前提とする導入支援制度 (補助金、利子補給) や、サービス提供側による機器設備の一括購入、適格業者による取付設置やメンテナンスの実施等の組み合わせにより、ユーザーの初期費用負担の軽減や運用管理に係るリスクの低減

事例に基づくビジネスモデルの特徴整理と応用の考え方

a. 機器・サービス費用への従量料金制度の導入 (事例 No.1、No.7、No.10)

(特徴・利点)

- ・ 再生可能エネルギー機器設備販売への従量料金制度の適用
従来型のエネルギー料金と同様の支払い方法により、初期費用負担の長期分散化が可能
エネルギー事業者等による機器設備の一括購入等により、コストダウンを促進
- ・ エネルギー消費機器設備への使用量連動型従量料金制度の導入
使用量を抑制することで料金を抑えられるため、使用量・頻度削減に対するインセンティブとして機能
基本料金 + 従量料金制度や一定量までのパック料金とすることで、ある程度の事業者

側収入の確保が可能

(応用の考え方)

- ・ 再生可能エネルギー利用機器や廃熱利用機器販売への適用により、ユーザーの初期費用負担の軽減
- ・ 供給側での一括購入やメンテナンスサービスとの組み合わせにより、コストダウンや保守管理の徹底を促進

b. 節約費用分ペイバック方式 (パフォーマンス契約型料金徴収) (事例 No.11)

(特徴・利点)

- ・ 家庭用機器を含む設備機器の ESCO 方式による導入
ユーザーの初期費用負担の増加なしで省エネルギー機器等の導入が可能
エネルギー使用量の計測等のモニター制度との組み合わせによる運用実態の把握が可能

(応用の考え方)

- ・ 高効率機器設備等の初期導入段階におけるモデル事業やモニター事業の一環として実施
- ・ 供給側による一括導入や供給側に対する補助金交付との組み合わせによるコストダウンを促進

c. 価格シグナルを用いたリアルタイム型エネルギー料金システム (事例 No.8)

(特徴・利点)

- ・ 家庭用機器を含む設備機器の ESCO 方式による導入
ユーザー側では価格シグナルに応じてエネルギー消費抑制等の行動が可能となり、エネルギー料金削減が可能
供給側では稼働率の低い設備への投資回避が可能

(応用の考え方)

- ・ 再生可能エネルギーによるオンサイト型エネルギーサービスやマイクログリッドサービスの料金システムに組み込むことで、発電 / 熱供給システム規模の抑制や、高負荷時料金をバックアップ用エネルギー購入料金へ充当する等の対応が可能
- ・ エネルギーモニタリングシステムとの組み合わせにより、効果的な負荷抑制が可能